

茨城工業高等専門学校グローバル研修及びグローバル特別研修の
単位の認定に関する規則

〔平成29年 7月13日
制 定〕

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校学則第13条第3項に基づき開設するグローバル研修及びグローバル特別研修の単位の認定については、この規則の定めるところによる。

(届出)

第2条 グローバル研修及びグローバル特別研修の履修を希望する者は、グローバル研修及びグローバル特別研修の活動を開始する2週間前までに、所定のグローバル(特別)研修事前申請書を学生課に提出するものとする。

(確認)

第3条 教務委員会は、前条の届出の内容を審議し問題がなければ届出を受領するものとする。

(証明書等の提出)

第4条 履修者は、グローバル研修及びグローバル特別研修が終了した場合には、速やかに所定のグローバル(特別)研修実施日報及びグローバル(特別)研修成果報告書を学生課へ提出するものとする。

(単位認定)

第5条 履修者がグローバル研修にあつては30時間、グローバル特別研修にあつては45時間の活動を証明し、取組の成果を評価できるもの場合は、教務委員会の審議結果により、当該年度に単位認定するものとする。ただし、この単位は進級認定単位に含めることはできない。

(事務)

第6条 グローバル研修及びグローバル特別研修の単位の認定に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は平成29年7月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。